「指定短期入所生活介護」重要事項説明書
「指定介護予防短期入所生活介護」重要事項説明書

ショートステイ　栃の実荘

当事業所は介護保険の指定を受けています。
（栃木県指定 第 0972500326 号）

当事業所はご契約者又はご利用者に対して指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

１．事業者 …… 1
２．事業所の概要 …… 2
３．職員の配置状況 …… 3
４．当事業所が提供するサービスと利用料金 …… 4
５．事故対応について …… 8
６．身体拘束について …… 8
７．虐待防止について …… 8
８．非常災害対策について …… 9
９．感染症対策について …… 9
１０．福祉サービス第三者評価について …… 9
１１．苦情の受付について …… 9

１．事業者

（１）法人名　　社会福祉法人　邦友会
（２）法人所在地　　栃木県大田原市北金丸 2,600 番地 7
（３）電話番号　　0287-20-5100
（４）代表者氏名　　理事長 高木　邦格
（５）設立年月　　平成 5 年 9 月 17 日

２．事業所の概要

（１）事業所の種類　　指定短期入所生活介護事業所・平成 12 年 1 月 17 日指定
指定介護予防短期入所生活介護事業所・平成 18 年 4 月 1 日指定
栃木県 0972500326 号
※当事業所は特別養護老人ホーム栃の実荘に併設されています。

（２）事業所の目的　　社会福祉法人邦友会が開設する栃の実荘指定短期入所事業所及び予防介護短期入所事業(以下『事業所』という。)が行う指定短期入所生活介護事業及び介護予防短期入所生活介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師、生活相談員、看護職員、栄養士及び機能訓練指導等が要介護状態又は要支援状態にある高齢者(以下『要介護者等』という。)に対して、適正な短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（３）事業所の名称　　ショートステイ　栃の実荘

（４）事業所の所在地　栃木県那須塩原市井口 533-20

（５）電話番号　　0287-37-1160

（６）事業所長（管理者）　氏名　　石橋　隆通

（７）当事業所の運営方針　事業所における指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業は、利用者が要介護状態等になっても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能維持並びに利用者の家族の具体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

（８）開設年月　　平成６年７月１日

（９）営業日及び営業時間

営業日	年　中　無　休
受付時間	8 時 30 分～17 時 30 分

(10) 利用定員　　２０人

(11) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として 4 人部屋ですが、個室など他の種類の居室をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)（※各事業所における居室の決定方法を説明）

居室・設備の種類	室数	備考
個室（１人部屋）	４室	
４人部屋	４室	
合　　計	８室	
食堂	１室	
機能訓練室	１室（兼食堂）	
浴室	１室	機械浴・特殊浴槽・一般浴(特養兼用)
医務室	１室	特養兼用

※　上記は、厚生省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者又はご利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：ご契約者又はご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者又はご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項（※トイレの場所（居室内、居室外）等）

４人部屋には、共用の洗面所がございます。

４人部屋・個室には、近くに共用のトイレがございます。

（12）利用に当たって別途利用料金をご負担いただく施設・設備

自動販売機	公衆電話

※　上記は、介護保険の給付対象とならないため、ご利用の際は、ご契約者又はご利用者に別途利用料金をご負担いただきます。

３．職員の配置状況

当事業所では、ご契約者又はご利用者に対して指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職　　種	常勤換算	指定基準
１．事業所長（管理者）	１名	１名
２．介護職員(特養兼務)	37 名以上	37 名
３．生活相談員(特養兼務)	２名以上	２名
４．看護職員(特養兼務)	４名以上	４名
５．機能訓練指導員(特養兼務)	１名	１名
６．介護支援専門員(特養兼務)	２名	２名
７．医師（非常勤）		必要数
８．栄養士(特養兼務)	１以上	１名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。
（例）週 8 時間勤務の介護職員が 5 名いる場合、常勤換算では、
１名（8 時間×5 名÷40 時間＝1 名）となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職　種	勤　務　体　制
1．医師	毎週月曜日　　14：00～15：00
2．介護職員	標準的な時間帯 早番：7：00～16：00 日勤：9：00～18：00 遅番：10：00～19：00 夜間：16：45～9：15
3．看護職員	標準的な時間帯 早番：　7：00～16：00 日番：　9：00～18：00 遅番：10：00～19：00
4．機能訓練指導員	毎週月～金曜日　13：00～17：00

4．当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者又はご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

（1）（2）利用料金が介護保険から給付される場合
（3）利用料金の全額をご契約者又はご利用者に負担いただく場合

があります。

◎　施設サービスの概要と利用料（契約書第 4.5 条関係）
（※料金については、別紙 1 料金表を参照）

（1）介護給付によるサービス（契約書第 4 条）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常 9 割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①食事

・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者及びご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
　また、疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づいて提供される利用者の年齢、病状等に対応した栄養量及び内容を有する治療食を提供します。
・ご契約者又はご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。但し、利用者の選択により居室等自由な場所にての食事も可能です。

（食事時間）
朝食：8：00～9：00　昼食：12：00～13：00　夕食：18：00～19：00
上記以外の時間でも利用者の希望により自由な時間を選択することも可能です。

②入浴

・入浴又は清拭を週 3 回行います。
・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

・排泄の自立を促すため、ご契約者又はご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④送迎

・利用者の自宅へ、送迎を行います。

⑤機能訓練

・機能訓練指導員等により、ご契約者又はご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥その他自立への支援

・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料金（1日あたり）＞　（契約書第8条参照）

下記の料金表によって、ご契約者又はご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者又はご利用者の要介護度に応じて異なります。）

＊指定短期入所生活介護

①契約者又はご利用者の要介護度とサービス利用料金(1日あたり)	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
	603円	672円	745円	815円	884円
②夜勤職員配置加算（1日当たり）	13円	13円	13円	13円	13円
③サービス提供体制強化加算（1日当たり）	18円	18円	18円	18円	18円
うち、介護保険から給付される金額（1割）	5,706円	6,327円	6,984円	7,614円	8,235円
サービス利用に係る自己負担額（1割）	634円	703円	776円	846円	915円
うち、介護保険から給付される金額（2割）	5,072円	5,624円	6,208円	6,768円	7,320円
サービス利用に係る自己負担額（2割）	1,268円	1,406円	1,552円	1,692円	1,830円
うち、介護保険から給付される金額（3割）	4,438円	4,921円	5,432円	5,922円	6,405円
サービス利用に係る自己負担額（3割）	1,902円	2,109円	2,328円	2,538円	2,745円

＊指定介護予防短期入所生活介護

☆送迎を行った場合は別途料金が発生します。

・那須塩原市・旧大田原市の方

片道：184 円

・那須塩原市・旧大田原市以外の方

片道：184 円及び地域境界線から、概ね 1 キロメートル当たり 21 円

☆介護職員処遇改善加算が別途料金として発生します。

・基本サービス費に各種加算を加えた金額の 17.6%相当が加わります。

☆看護体制加算（8 円）：体制が整い次第算定いたします。

☆ご契約者又はご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者又はご利用者に提供する食事の材料費及び調理費に係る費用は別途いただきます。（別紙 1 参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者又はご利用者の負担額を変更します。

①契約者又はご利用者の要介護度とサービス利用料金(1 日あたり)	要支援 1	要支援 2
	451 円	561 円
②サービス提供体制強化加算（1 日当たり）	18 円	18 円
うち、介護保険から給付される金額（1 割）	4, 221 円	5, 211 円
サービス利用に係る自己負担額（1 割）	469 円	579 円
うち、介護保険から給付される金額（2 割）	3, 752 円	4, 632 円
サービス利用に係る自己負担額（2 割）	938 円	1, 158 円
うち、介護保険から給付される金額（2 割）	3, 283 円	4, 053 円
サービス利用に係る自己負担額（3 割）	1, 407 円	1, 737 円

（２）その他介護給付サービス加算

	加算	介護給付額　１００％	内自己負担額　１０％
1	療養食加算	1食　　８０円	1食　　8円

（３）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第５条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者又はご利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

・利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。実費相当額の範囲内にて負担して頂きます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1日当たり）のご負担となります。

②居住に要する費用（光熱水費）

・この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、光熱水費、室料相当額をご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費（居住費）の金額（1日当たり）のご負担となります。

③特別な食事（酒を含みます。）

ご利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者又はご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑤複写物の交付

ご契約者又はご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

白黒コピー　　１枚につき　　１０円
カラーコピー　１枚につき　　５０円

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者又はご利用者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

日常生活品　　実費

※　おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う２か月前までにご説明します。

（４）利用料金のお支払い方法（契約書第８条参照）

前記（１）、（２）、（３）の料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。

（５）利用の中止、変更、追加（契約書第９条参照）

○利用予定期間の前に、ご契約者又はご利用者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者に申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者又はご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の 50％ （自己負担相当額）

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者又はご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○契約者又はご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

５．事故対応について

1 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関または他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前 2 項のほか、当施設は利用者の身元引受人または利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

６．身体拘束について

身体拘束の適正化を図るため、以下の措置を講じます。

1 原則として、ご利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前にご利用者及びご家族様へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

2 身体拘束などの適正化を図るための指針を整備し、委員会の定期的開催、職員研修を定期的に実施しています

７．虐待防止について

虐待防止を図るための指針を整備し、委員会の開催、職員研修を定期的に実施していきます。また、入所者等から苦情の解決体制の整備等、虐待防止のための措置を講じます

8．非常災害対策について

非常災害時には、「消防計画」に沿って各種訓練（避難誘導・通報・消火）を年２回以上行います。

又、事業継続計画（BCP）を定め、定期的に訓練や研修を実施します。

9．感染症対策について

感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止対策の為、以下の対策を講じます。

1 感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止対策の為の指針及びマニュアルを整備し、委員会の開催、職員研修、訓練を定期的に実施していきます。

2 感染症対策として、事業継続計画（BCP）を定め、定期的に研修や訓練を実施します。

１０．福祉サービス第三者評価

実施の有無	無	実施年月日	
評価機関		評価結果の開示状況	

第三者評価は、福祉サービスを提供する事業者のサービスの質について、第三者機関が客観的かつ専門的な立場から評価する

１１．苦情の受付について（契約書第 22 条参照）

（１）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）
［職名］　施設長　石橋　隆通

○第三者委員
本澤　節子（0287-22-5480）
櫻岡　賢治（0287-23-1130）

○受付時間　毎週月曜日～金曜日　８：30～17：00

また、苦情受付ボックスを事務室前に設置しています。

（２）行政機関その他苦情受付機関

那須塩原市役所本庁舎 保健福祉部高齢福祉課 高齢福祉係	所在地　栃木県那須塩原市共墾社１０８－２ 電話番号　０２８７－６２－７１３７ ＦＡＸ　０２８７－６３－８９１１ 受付時間　８：３０～１７：１５
大田原市役所本庁舎 保健福祉部高齢いきがい課 高齢対策係	所在地　栃木県大田原市本町１－４－１ 電話番号　０２８７－２３－８７４０ ＦＡＸ　０２８７－２３－４５２１ 受付時間　８：３０～１７：１５
栃木県国民健康保険団体連合会	所在地　栃木県宇都宮市本町3-９栃木県本町合同ビル６Ｆ 電話番号　０２８－６４３－２２２０ ＦＡＸ　０２８－６４３－５４１１ 受付時間　９：００～１６：００

＜重要事項説明書付属文書＞

１．事業所の概要

（1）建物の構造　　鉄骨鉄筋コンクリート造　地上２階

（2）建物の延べ床面積　6,100 ㎡

（3）事業所の周辺環境

隣接施設に、認定こども園、介護老人保健施設、病院等あり。

２．職員の配置状況

〈配置職員の職種〉

介護職員…契約者又はご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

生活相談員…ご利用者又はご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。２名の生活指導員を配置しています。

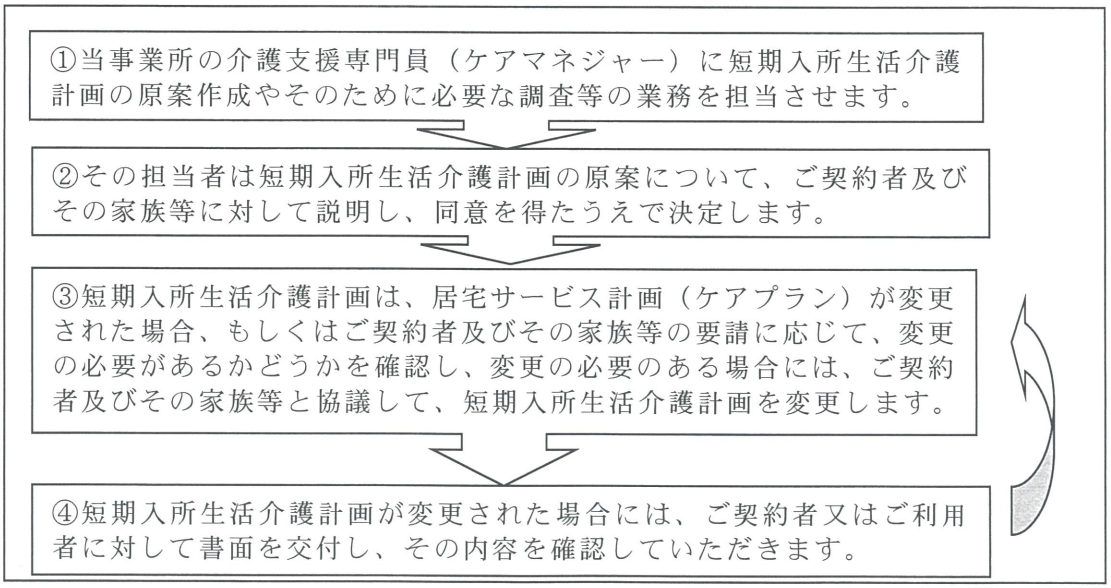
看護職員…　主にご契約者又はご利用者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
４名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご契約者又はご利用者の機能訓練を担当します。
２名の機能訓練指導員を配置しています。

医　師…　　ご契約者又はご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
２名の医師を配置しています。（非常勤）

３．契約締結からサービス提供までの流れ（契約書第３条参照）

（１）ご契約者又はご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。



４．サービス提供における事業者の義務（契約書第 11 条、第 12 条参照）

当事業所では、ご契約者又はご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

①ご契約者又はご利用者の生命、身体、財産の安全･確保に配慮します。
②ご契約者又はご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
③ご契約者又はご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2 年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
④ご契約者又はご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
⑤ご契約者又はご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

５．サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（１）持ち込みの制限

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。
社会通念上必要と思われるもの。

（２）施設・設備の使用上の注意（契約書第 13 条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者又はご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
○ご契約者又はご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者又はご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（３）喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

（４）サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者又はご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

①協力医療機関

医療機関の名称	国際医療福祉大学那須医療センター
所在地	栃木県那須塩原市井口 537-3
診療科	内科 アレルギー科　脳神経外科　外科 整形外科 形成外科　皮膚科 放射線科　泌尿器科　麻酔科　眼科　耳鼻咽喉科 産婦人科　小児科 リハビリテーション科　こころのケアー科　歯科口腔外科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	国際医療福祉大学那須医療センター
所在地	栃木県那須塩原市井口 537-3

６．損害賠償について（契約書第 14 条、第 15 条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者又はご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご契約者又は利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者又は利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

７．サービス利用をやめる場合（契約の終了について）（契約書第 17 条参照）

契約の有効期間は、契約締結の日からご契約者又は利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の２日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

①ご利用者が死亡した場合
②要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立と判定された場合
③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
④施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 18 条、第 19 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 15 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
②ご契約者又はご利用者が入院された場合
③ご契約者又はご利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者又はご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
⑦他の利用者がご契約者又はご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２）事業者からの契約解除の申し出（契約書第 20 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

①ご契約者又はご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
②ご契約者又はご利用者による、サービス利用料金の支払いが 2 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
③ご契約者又はご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（３）契約の終了に伴う援助（契約書第 17 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者又はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

令和　　年　　月　　日

指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護　栃の実荘

説明者職名＿＿＿＿＿＿生活相談員＿＿＿＿＿＿氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

住所：那須塩原市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

※この重要事項説明書は、厚生省令第 37 号（平成 11 年 3 月 31 日）第 125 条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。一部変更になることがありますのでご了承ください。